

# 医科点数表の解釈 令和2年4月版

## Web追補 No.4 (令和2年10月号)

令和2年10月13日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 令和2年9月30日 厚生労働省告示第340号 (令和2年10月1日適用)
  - 令和2年9月30日 保医発0930第2号 (令和2年10月1日適用)
  - 令和2年9月30日 保医発0930第3号 (令和2年10月1日適用)
  - 令和2年9月30日 保医発0930第4号 (令和2年10月1日適用)
  - 令和2年10月2日 保医発1002第1号 (令和2年10月2日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2020\_sinryo/index.html)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
  - ・「疑義解釈資料の送付について(その33)」(令和2年9月25日医療課事務連絡)
  - ・「疑義解釈資料の送付について(その34)」(令和2年9月30日医療課事務連絡)
  - ・「疑義解釈資料の送付について(その35)」(令和2年10月2日医療課事務連絡)
- 本書巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
420	右	上から3行目	F E I A法	F E I A法又はL A法
420	右	上から9行目	又は金コロイド凝集法	、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はL A法
420	右	上から15行目	〔次行に追加〕	(令 2. 9. 30 保医発 0930 3)
472	右	上から2行目	算定できない。なお、検査に用いる検体については、国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV (新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参照すること。 〔黄色網かけは本誌巻末追補にて改正済み〕	算定できない。なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める <b>新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針</b> を参照すること。
472	右	上から23行目	(令 2. 5. 13 保医発 0513 1) (令 2. 6. 2 保医発 0602 2) (令 2. 7. 22 保医発 0722 1) 〔黄色網かけはWeb追補No. 2等にて改正済み〕	(令 2. 5. 13 保医発 0513 1) (令 2. 6. 2 保医発 0602 2) (令 2. 7. 22 保医発 0722 1) (令 2. 10. 2 保医発 1002 1)
1006	—	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) (最終改正; 令 2. 8. 31 保医発 0831 1) 〔黄色網かけはWeb追補No. 3等にて改正済み〕	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) (最終改正; 令 2. 9. 30 保医発 0930 4)
1012	左	上から13~14行目	2.75mm	2.5mm
1012	左	下から24行目	脳動脈瘤治療用フローダイバーター	脳動脈瘤治療用フローダイバーター又は中心循環系血管内塞栓促進用補綴材
1131	—	上から8行目	(最終改正; 令和2年3月5日 厚生労働省告示第58号)	(最終改正; 令和2年9月30日 厚生労働省告示第340号)
1164	右	上から15~16行目	同年9月30日	令和3年3月31日
1165	左	下から19行目	同年9月30日	令和3年3月31日

頁	欄	行	変更前	変更後
1165	左	下から13行目	同年9月30日	令和3年3月31日
1165	左	下から6行目	同年9月30日	令和3年3月31日
1165	右	上から1行目	同年9月30日	令和3年3月31日
1165	右	上から17行目	同年9月30日	令和3年3月31日
1165	右	下から23行目	同年9月30日	令和3年3月31日
1165	右	下から16行目	同年9月30日	令和3年3月31日
1165	右	下から15行目	③から⑥まで	③, ④及び⑤
1165	右	下から14行目	〔次行に追加〕	二十七 令和2年3月31日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、同年9月30日までの間に限り、第九の十九の(5)の口の⑥に該当するものとみなす。
1165	右	下から13行目	二十七	二十八
1165	右	下から9行目	二十八	二十九
1172	—	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2) (最終改正; 令 2. 6. 18 保医発 0618 2) 〔黄色網かけはWeb追補No. 1にて改正済み〕	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2) (最終改正; 令 2. 9. 30 保医発 0930 2)
1175	右	上から6～8行目	急性期一般入院料1, 2, 3, 5及び6については令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合、急性期一般入院料4については令和3年4月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から31～30行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から28行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から26～25行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から24～23行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から22～21行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から20行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から16行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から13行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1175	右	下から10～9行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1176	左	上から1～2行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1176	左	上から19～20行目	入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。	当該病棟における入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合に係る規定（許可病床数400床以上の病院に限る。）及び適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。
1176	左	上から22～23行目	入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。	適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。
1176	左	上から25～26行目	入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定に限る。	当該病棟における入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合に係る規定（許可病床数400床以上の病院に限る。）及び適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。
1176	左	上から28～29行目	入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定に限る。	適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。
1176	左	上から31～32行目	入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定を除く。	適切な意思決定支援に関する指針に係る規定に限る。
1176	左	上から34～35行目	入退院支援及び地域連携業務を担う部門に係る規定に限る。	適切な意思決定支援に関する指針に係る規定を除く。

頁	欄	行	変更前	変更後
1185	右	下から18行目	急性期一般入院料4及び7	急性期一般入院料7
1185	右	下から14行目	急性期一般入院料4及び7	急性期一般入院料7
1185	右	下から9～8行目	令和2年9月30日	令和3年3月31日
1185	右	下から6行目～次頁左欄の上から2行目	なお、急性期一般入院料4の経過措置については、令和2年3月31日において、現に急性期一般入院料4に係る届出を行っている病棟であって、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前（令和2年度改定前）の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和3年3月31日までは令和2年度改定後の別表2又は3の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。	〔削除〕
1187	右	下から25行目	令和2年9月30日	令和3年3月31日
1194	右	上から6行目	令和2年10月1日	令和3年4月1日
1198	左	下から13～12行目	令和2年9月30日	令和3年3月31日
1203	右	上から14行目	令和2年9月30日	令和3年3月31日
1204	右	下から29行目	令和2年9月30日	令和3年3月31日
1205	右	下から5行目	令和2年9月30日	令和3年3月31日
1250	右	下から18行目	令和2年9月30日	令和3年3月31日